

第 2 号報告

香芝市コミュニティバス見直し廃止基準の設定及び公表後の乗降者数について

現在、香芝市コミュニティバスは、停留所及びルート（便）の見直し廃止基準を設定し、及び公表した上で、運行を継続している。中間報告として、次のデータ計測期間開始後の乗降者数につき、最新データを報告する。

1 データ計測の対象期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

令和 7 年 7 月 3 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会

会長 堀 本 武 史

コミュニティバスの乗降者数速報（令和6年6月1日から令和7年4月30日までの期間）

停留所ごとの1週間乗降者数

停留所	(人/週)	停留所	(人/週)
《複数ルート共通》		《鎌田ルート》	
香芝市役所	222.63	磯壁三丁目	13.99
総合福祉センター	308.06	磯壁四丁目	8.08
万代前	175.47	磯壁六丁目	11.21
近鉄関屋駅	160.71	鎌田	15.26
近鉄下田駅	37.65	南良福寺	9.92
JR香芝駅	14.11	JR五位堂駅	15.80
《旭ヶ丘ルート》		五位堂	9.53
近鉄二上駅南	25.13	良福寺	22.14
高山台	18.95	《真美ヶ丘ルート》	
旭ヶ丘	10.62	すみれ野	7.88
旭ヶ丘中央b	11.71	瓦口西	30.70
旭ヶ丘東	3.89	別所	9.06
旭ヶ丘中央a	4.01	別所東	1.22
《祇園荘ルート》		真美ヶ丘東	12.43
イオンビッグ香芝	26.56	真美ヶ丘東小学校	16.08
二上小学校前	12.27	香芝高校前	17.52
穴虫西	15.19	真美ヶ丘西小学校前	7.90
晴実台	5.66	西真美二丁目南	8.99
田尻	2.31	下田東	2.67
田尻東	6.93	《関屋ルート》	
関屋西	16.10	青葉台D公園前	109.13
祇園荘西	10.85	青葉台F公園前	46.75
祇園荘	6.82	関屋北	53.80
《白鳳台ルート》		下池北側	54.50
白鳳台西	16.75	あしびハイツ前	98.31
白鳳台二丁目南	16.01	旭ヶ丘西	9.65
白鳳台3号児童公園前	11.98	近鉄二上駅北	58.60
白鳳台一丁目	19.81	逢坂八丁目	48.86
下之寺	5.52	せいか幼稚園前	4.94
平野	9.28	逢坂	6.02
香芝インター	2.94		
JR志都美駅	33.40		
上中	9.96		
高	12.16		
北今市	13.25		

※1週間あたりの乗降者数が2人未満の停留所を赤色マーカーで表示。【基準として表示】

※1週間あたりの乗降者数が10人未満の停留所を黄色マーカーで表示。【参考に表示】

※1週間…運休日(木曜日)を除く6日間

ルート・便ごとの乗降者数

ルート・便	(人/便)
《白鳳台ルート》	
第1便	7.3
第2便	11.6
第3便	16.3
第4便	7.3
第5便	0.8
《旭ヶ丘ルート》	
第1便	7.3
第2便	8.1
第3便	3.8
第4便	2.9
《真美ヶ丘ルート》	
第1便	6.2
第2便	12.2
第3便	10.6
第4便	6.8
《鎌田ルート》	
第1便	11.4
第2便	13.4
第3便	9.1
第4便	2.5
《関屋ルート》	
第1便	39.7
第2便	50.5
第3便	25.3
第4便	25.0
第5便	16.4
《祇園荘ルート》	
第1便	6.4
第2便	9.8
第3便	7.7
第4便	5.3
第5便	3.1

※1便あたりの乗降者数が2人未満のルート便を赤色マーカーで表示。【基準として表示】

※1便あたりの乗降者数が10人未満のルート便を黄色マーカーで表示。【参考に表示】

(参考資料)

1 見直し廃止基準設定に関する協議会での審議内容

回数	審議内容
第45回 (令和3年10月)	(1) 運行見直しに当たっては、運行前に見直しのルール及び基準を決めておく必要がある。 (2) 基準を満たさなければ維持できない、基準をクリアすればより便利になるように工夫をする必要がある。 (3) ホームページ等で市民の方がいつでも見えるようにしておくことが大事である。 (4) 実証運行の中で利用者に基づいた改善、廃止の判断等の目安が必要である。
第46回 (令和4年2月)	(1) 廃止基準は、計画の数値(1週間当たりの乗降者数が2名未満なら廃止する。)でよい。 (2) データ採取の期間等は、事前に利用者に周知が必要である。 (3) 停留所廃止基準に関して地域内で広く周知がすすむように、市のホームページ及び町会長への伝達、回覧板での告知、地域内での会合での説明等できるときめ細かにコミュニケーションをとってもらいたい。 (4) 市民が「公共交通は、乗って維持する。」「香芝市にとって公共交通が必要」といった意識を醸成するためにも、実証運行中のみではなく本格運行開始後も基準を継続するべきであると考え。市が運行するバスの場合、誰も乗っていないなくても維持できると誤解しがちであるが、乗らないとなくなるという危機感を市民に持ってもらえるきっかけになるとよい。
第47回 (令和4年7月)	(1) 停留所の廃止だけでなく、ルート又は便の利用者数を基準に、維持又は廃止の検討をすべきである。 (2) コロナで利用者が減っている中で、決められないことも多いと思う。もう少しデータを集めた上で、議論を深めてはどうか。 (3) 停留所を指標とするのは、地域単位での努力が見えてくるので、利用喚起につながる良い考え方であると考え。

第 5 3 回 (令和 6 年 1 月)	見直し廃止基準に基づく運行見直しに当たっては、地域の声にも耳を傾け、情報収取に努めてもらいたい。なお、停留所及びルート（便）見直し廃止基準（案）については、当協議会で承認を得た。
-----------------------------	---

2 協議会承認後の経過

日 付	取 組 内 容
令和 6 年 5 月 2 1 日	広報かしば 5 月号及び香芝市ホームページにて、見直し廃止基準の設定に関する周知を行い、バスの積極的な利用を呼びかけた。
令和 6 年 6 月 1 日か ら現在まで	見直し廃止基準を設定した上での運行を開始し、継続中。 乗降者数速報は、香芝市ホームページにて毎月更新及び公開している。